

人材紹介料の返金規定

返金規定)

1. 弊社が紹介した人材が、入社後 6 ヶ月以内に本人の責による解雇または自己都合退職した場合には、受け取った人材紹介料を次の比率により返済する。

(1) 入社 1 ヶ月以内 80%

(2) 入社 3 ヶ月以内 50%

(3) 入社 6 ヶ月以内 10%

2. 前項の返還金は、当該退職者の退職通知日の翌月末までに指定する金融機関口座への振込により支払い、銀行振込手数料は弊社負担とする。